

児童手当 認定請求書

※受付確認年月日

記入例

児童の父母のうち、生計を維持する程度が高い（所得が高い）方が請求者となります。

る特例給付の支給要件の該当性を審査するため、受給者及び生計を同じくする配偶者の住民加入状況等を確認することに同意します。

請求者の保険証のコピーを提出してください。（お子様の保険証ではありません）

※太枠		※認定番号	※宛名番号	出生年月日	令和 6 年 00 月 00 日										
請求者	フリガナ	ヘキナン タロウ		性別	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女										
	氏名	碧南 太郎		配偶者の有無	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無										
住所	〒	447-0000		加入している年金等	被用者 <input checked="" type="radio"/> ア 厚生年金保険 <input type="radio"/> イ 私立学校教職員共済										
	住所	碧南市 〇〇町〇丁目〇〇番地 〇〇アパート〇〇〇号		生年月日	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 〇〇年〇〇月〇〇日										
配偶者	フリガナ	ヘキナン ハナコ		職業	<input type="radio"/> ア 会社員 <input checked="" type="radio"/> イ 公務員（勤務先 碧南市民病院）										
	氏名	碧南 花子		生年月日	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 〇〇年〇〇月〇〇日										
住所	<input type="checkbox"/> 請求者と同じ		<input checked="" type="checkbox"/> 請求者と異なる（〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地 〇〇ハイツ〇〇〇号）												
			※1～5月分は前年、6～12月分は本年の1月1日時点の住所を記入												
児童の兄弟等 （18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）	第何子	氏名	続柄	生年月日	監護相当の有無	生計費負担の有無	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月日	[注意] 「児童の令和6年1月1日の住所地をご記入ください。」「監護相当の有無」令和6年1月1日現在の住所地が海外の場合は、本請求書「書」をご提出ください。（児童の兄弟等と児童の合計人数が3人以上の場合に限る。）	場 認	※算定対象の場合に○印				
	1	碧南 一郎	子	平成〇〇・〇〇・〇〇	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	同・別	令和 年 月							
児童	第何子	氏名(18歳未満の)	続柄	生年月日	海外留学をしている場合の出国年月日	住所(請求者と異なる場合のみ記入)	※児童との関係で、該当する場合に○印	※第3子以降の場合に○印	※3歳未満の場合に○印	※左記以外の場合に○印	手当月額(円)				
	2	碧南 一子	子	平成〇〇・〇〇・〇〇		〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地 〇〇ハイツ〇〇〇号	父母指定者未成年後見人同居父母	(月額30,000円)	(月額15,000円)	(月額10,000円)	円				
	3	碧南 二郎	子	平成〇〇・〇〇・〇〇			父母指定者未成年後見人同居父母	(月額30,000円)	(月額15,000円)	(月額10,000円)	円				
							父母指定者未成年後見人同居父母	(月額30,000円)	(月額15,000円)	(月額10,000円)	円				
金融 支 払 機 関 希 望	銀行	信用金庫	信用組合	農協	労金	本店	支店	営業所	出張所	支店コード	123	口座番号	1 2 3 4 5 6 7	口座名義人(カタカナ)	ヘキナン タロウ

太枠の中のみご記入ください。

【その他必要なもの】

- 請求者の健康保険証の写し
 - 請求者の預金通帳（支払希望の金融機関名、支店、口座番号、口座名義（カナ）が分かるもの）の写し
 - 請求者の本人確認書類の（運転免許証やマイナンバーカード等）写し
- をご提出ください。その他、状況に応じて追加で書類の提出が必要となる場合があります。

注意

- 1 「氏名」の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 2 「住所」の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を記入してください。
また、請求者が個人であり、本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村（特別区を含みます。）に住所を有していた場合は、当該住所を右欄に記入してください。
- 3 「個人番号」の欄は、請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
- 4 「加入している年金等」の欄は、「児童」の欄に3歳に満たない児童がいる請求者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
ア 加入している公的年金制度について、「ア」から「カ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「カ」を○で囲んだ場合は、（ ）内にその年金の名称を記入してください。
イ 「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者（これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限り、）であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 5 請求者の「性別」、「配偶者の有無」、「加入している年金等」及び「生年月日」の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 6 配偶者等の「氏名」、「住所」、「職業」、「生年月日」、及び「個人番号」の欄は、2人以上で児童を養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）している場合に記入してください。
「配偶者等」とは、児童を養育をする配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
配偶者の「住所」の欄は、配偶者等が他の市町村に住所を有する場合に住民票上の住所を記入してください。また、配偶者等が本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に「住所」の欄と異なる市町村に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 7 「児童の兄姉等」の欄は、「児童」の欄に記載する児童の兄姉等のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 8 「児童の兄姉等」の「監護相当の有無」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている場合には、有を○で囲んでください。
- 9 「児童の兄姉等」の「生計費の負担の有無」の欄は、㊾の欄に記載した子が受給者の収入により子の日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常的生活水準を維持することができない場合には、有を○で囲んでください。例えば同居であって子の学費や家賃・食費等の生計費の一部を親が負っている場合、別居であって親が学費や生計費の一部を仕送りしている場合等が該当します。
- 10 18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が海外に留学している場合は、「児童の兄姉等」の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 11 「児童」の欄は、請求者が養育をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 12 児童が海外に留学している場合は、「児童」の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 13 「児童」の「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
ア 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
イ 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 14 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
ア 児童又は児童の兄姉等が他の市町村に住所を有する場合は、その児童又は児童の兄姉等の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童又は児童の兄姉等が世帯主である場合にはその旨、その児童又は児童の兄姉等が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
イ 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
ウ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
エ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
オ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
カ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）

備考

1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。